令和5年度第1回郡山市入札監視委員会 審議概要

1 開催日等

- (1) 日 時:令和5年7月20日(木)午前10時00分~午前11時00分
- (2) ウェブ会議による開催(事務局:西庁舎5-1会議室)

2 出席者

(1) 委員

佐野 孝治 (福島大学副学長)【委員長】

仙頭 紀明 (日本大学工学部 教授)

伊藤 江梨 (伊藤江梨税理士事務所 税理士)

吉津 健三 (きつ法律事務所 弁護士)

- (2) 事務局及び発注所属
 - 市事務局

財務部長、財務部次長兼契約検査課長、同課長補佐、同課工事契約係長、同課工事契約係主査、同課契約管理係長、同課契約管理係主査

市上下水道局事務局

上下水道局長、総務課長、同課長補佐兼契約係長、同課契約係主任、 同課契約係主査

• 市発注所属

建設部道路維持課長、同課長補佐兼維持管理係長、同課維持管理係主任 建設部河川課長補佐、同課河川管理係長 建設部住宅政策課長、同課市営住宅係技査 都市構想部区画整理課長補佐、同課主任技查兼整備係長

市上下水道局発注所属

浄水課堀口浄水場長、同課堀口浄水場主任

下水道保全課長補佐兼設備維持係長、同課主任技査兼施設改良係長、

同課管路維持係長

3 議事

(1) 本市又は上下水道局発注の建設工事等に係る入札等について

《建設工事に係る審議概要》

- ・佐野委員長が、事務局へ案件に関する説明を求めた。
- 市事務局: 市資料1-1~1-3 (P.1~3) 及び市追加資料1~3 (別紙) に沿って説明
- ・上下水道局分: 水資料 1 1 ~ 1 4 (P.59~62) 及び水追加資料 1 ~ 3 (別紙) に沿って説明
- ・佐野委員長が、建設工事に関する審議案件の抽出案件の抽出理由について報告を求めた。
- ・市事務局が郡山市市資料2-1 (P.4)、上下水道局水資料2-1 (P.63) に基づき説明

〇郡山市発注工事

制限付一般競争入札

市-1:契約金額が大きく、有効率が高いため

市-2:有効件数が他の案件に比べ多いため

指名競争入札

市-26:落札率が高く、くじでの決定となったため

市-36:落札率が高いため

随意契約

抽出対象案件なし

〇上下水道局発注工事

制限付一般競争入札

水-4:総合評価落札方式での決定したため

指名競争入札

水-18:有効率が低く、不落随契で決定したため

随意契約

水-19:抽出対象案件が1件のみであるため

《各案件に係る質疑応答》

•制限付一般競争入札

市-1 徳定土地区画整理事業 舗装工事(その2)

(市資料2-2、P5~6)

【伊藤委員】

「入札参加者心得第7条の1により無効」というのはどういう意味か。

【財務部次長兼契約検査課長】

入札に参加するには、事前に入札参加の申請が必要だが、今回無効になった事業者については、事前の参加申請をしていない中で入札をしたことにより、今回無効となっている。

【伊藤委員】

申請をしないのに札を入れることができてしまうということか。

【財務部次長兼契約検査課長】

システム上、事前に参加申請をしないと入札ができないというようにはなっていない。通常、こう いったパターンは滅多に起こらない。

【佐野委員長】

これは、システムを改修するほどもない、非常に初歩的なミスということか。

【財務部次長兼契約検査課長】

そのとおりである。年間、500、600、700件という中でも、こういった事案は、通常発生しない。

【伊藤委員】

事前の申請をしないといけない理由は何かあるのか。今回の場合、事業者が失念しただけかもしれないが、そもそも落札できるかどうか分からないため、行政の手続きは、なるべく簡素で開かれていた方が全体としてはよいと思う。

事前に申請をしなければならない理由がないのであれば、事後で要件を満たしていれば有効になることもあり得るのか。今後、事務がDX化していくのであれば、より一層入札のハードルが下がる方がいいのではないか。事前申請はどういったところで必要になってくるのか。あと、どれぐらいのスパンで、何日前までに申請するということになっているのか伺いたい。

【財務部次長兼契約検査課長】

事前申請をする必要性について、入札については、入札書という金額が記載しているものを提出してもらう以外にも、例えば内訳書であるとか、事前の公告に条件として様々なものを要件として設定しているが、そういった要件を満たすものも併せて提出をしてもらう形になっている。

ただ、契約の種類によっては、資格要件があるかどうかというのを事前に審査するものと、一番金額が安かった落札候補者を開札後に審査をするという形も一部取り入れている。すべて事前審査にしてしまうと、事業者と市の双方にとって負担が大きくなるため、事後審査を取り入れており、以上の理由で事前に申請をもらっている。

また、申請のスパンについては、一般的には暦の関係もあり、何日前ということで一律に行っているわけではないが、開札のおおよそ4日程度前を参加申請の締め切りとしている。

【仙頭委員】

以前の会議の時に、最低制限価格未満の事業者が多かったが、今回は、厳しい戦いをしている割に、 最低制限価格未満が少ない。前回から何かやり方を変えたのか。

【財務部次長兼契約検査課長】

今回、29 者が参加した中、最低制限価格未満の業者は3者ということで、最低制限価格未満の業者が少なかったことについて、システムや最低制限価格の設定自体の仕組みを変えたということはない。昨年度、令和4年度の当初から、最低制限価格について3年度までのものと計算式を変更し公表している。昨年の4、5、6月あたりは、公表はしているものの事業者側にはなかなか浸透が図れずに、最低制限価格未満になってしまったものが多く見受けられたが、約1年が経過し、そういった考え方が事業者にある程度理解されてきている部分があると考えている。

【仙頭委員】

それが浸透してきた結果、このような結果になっているということか。

【財務部次長兼契約検査課長】

今回選定した案件について、前回と比較して最低制限価格未満のものは少ないという状況ではある ものの、今は全体の率として、明確に提示すべき数字を持ち合わせていないため、この部分について は、昨年度の状況をさらに精査したい。

•制限付一般競争入札

市-2 (ゼロ市債) 御花畑北ノ山線 側溝工事 (市資料2-3、P.28~30)

【伊藤委員】

「公告により無効」が3件あるが、これは条件を満たさなかったということか。

【財務部次長兼契約検査課長】

同日の入札のなかで、同様の工事、業種が複数本あった場合、先に落札した事業者については以後の落札については無効になる、いわゆる一抜け方式を実施しており、公告の条件として設定していることによるものである。

【伊藤委員】

ゼロ市債について再度教えてほしい。

【財務部次長兼契約検査課長】

通常、国も含めて地方公共団体については、予算の単年度主義ということで、その年度の予算がなければ契約手続きというのは原則的にできないが、ゼロ市債というものは、前年度のうちに債務負担行為ということで議会の承認を得た中で、契約手続きに入るというものであり、具体的には前年度中に契約手続きをして事業に入るものである。支払いは翌年度、今回の例でいうと令和5年度の支払いというものがゼロ市債である。4月、5月に積算をして、公告をして、契約をするという形になると、工事の実施時期が後ろにずれ込んでくる。その場合、年度初め、事業者の手持ち工事がなくなる。工期の平準化、発注時期の平準化の解消という意味からも、ゼロ市債の工事というものを実施している。

【伊藤委員】

今回対象の1月から2月の案件は、全体の工事の発注状況でいうと、令和4年度中のものになると思う。年度末だから発注が少なかったのか。

【財務部次長兼契約検査課長】

今回の委員会の対象は、昨年度の1月と2月と3月及び令和5年度の4月分である。1月が41件、2月が28件、3月が14件となっており、その前の時期に比べると、年度末ということで、発注自体が少ない。絶対数として発注が少なく、そのため、競争参加者が多かったということも考えられる。

【伊藤委員】

同じ工事を行ったとしても、5月に発注するよりは、1月から3月、4月に発注をした方が、競争性が保たれるということになるのか。災害復旧や大型物件の工事は減少し、今年度の発注件数とか契約金額は、減少するのか。

【財務部次長兼契約検査課長】

本年度の契約予定件数は、概ね昨年度と同様、もしくは少々下回るものと考えている。また、平準化については、本市でも、年度間を通じて発注時期を平準化し、均していく取り組みを今後も強化していきたい。

• 指名競争入札

市-26 八山田四丁目市営住宅 1-2-201 外住戸改修工事 (市資料 2 - 4、P.45)

【仙頭委員】

入札額が同額になっているが、改修というのは具体的に、どういう工種なのか。また、その工種は 積算上、業者ごとの差が出にくい工種なのか。

【建設部住宅政策課長】

工種は内装工事で、入居者が退去した場合、入居募集に合わせて内装工事するということになっている。具体的な内容としては、内装材の張り替えや塗装、建具の交換など、一般的なものになっており、その単価についても、当初に見積もりを徴取し、単価を設定している。発注に合わせて数量等を公開しているので、積算に関しては、大分正確なものが出てくるような状況になっている。

【仙頭委員】

くじというのは、具体的にどのような方法で行っているのか。

【財務部次長兼契約検査課長】

くじは、事前に電子入札システム上で入札をするにあたり、各事業者に任意の番号を設定してもらい、開札の結果くじになった際、システムの中で2者同額であれば、2者のどちらかがくじで決定されるという形になっており、職員がなにかしらの意図を持って引くというものではない。すべてシステムのなかで対応している。

【仙頭委員】

人為的な行為は入らないようなものになっている、という理解でよろしいか。

【財務部次長兼契約検査課長】

事前に任意の3桁の数字を選択し、その上で電子入札システムが乱数により自動計算をして、その上で決定するというものであり、人為的な行為は入っていない。

• 指名競争入札

市-36 河川維持工事(下守屋地区親水広場) (市資料2-5、P.55)

【伊藤委員】

この工事は、水車を新設したのか。それとも既存のものを修理したのか。

【建設部河川課長補佐】

当初の水車は平成 10 年に作成をしている。幾度か補修をして使っていたが、最終的に、補修では追い付かない状態まで傷んでしまったため、新たに作り直したものである。

【佐野委員長】

先ほども同じ入札金額があったが、この案件も3者から同じ金額で入札されている。これも、かなり見積もりが正確に出せるような状況だったという理解でよろしいか。

【建設部河川課長補佐】

今回の水車というのは、ほぼ見積もり単価を採用している。見積もり単価については、昨年の6月以降は公表しているので、基本的に業者は見積もり単価を入れれば近い額になると考えられる。

•制限付一般競争入札

水-4 熱海浄水場施設更新機械設備工事 (水資料2-2、P.64~65)

【仙頭委員】

この事業の入札方式を総合評価にするという決定に至ったプロセス、理由があれば教えてほしい。

【上下水道局総務課長補佐兼契約係長】

施工内容としては機械更新の工事であり、総合評価方式の特別簡易型ということで各業者の貢献度 等を図った中で、行ってみてはどうかという意図で選択をした。

【仙頭委員】

数ある事業がある中で、なぜこれを選んだのか。

【上下水道局総務課長補佐兼契約係長】

各所属で妥当と思われる工事をひとつずつ選出するようにしている。この工事の中身が金額的にも 妥当ではないかということで選択した。

【仙頭委員】

妥当かを判断したかということだが、金額で選んだのか。例えば、工種や技術力が要求される工事 だから総合評価にしたのか。その妥当なものを選んだという具体的な判断、根拠を聞きたい。

【上下水道局総務課長補佐兼契約係長】

今回は特別簡易型のため、ある程度金額が主となった上で、同種工事の施工実績、工事の成績、技 術者の技術力や、地域貢献度等により判断する案件として適していると考えた。

【仙頭委員】

総合評価を、今後、より推進して増やしていこうとしているのか、数は限定的で試行的にやろうという方針なのか。総合評価は手間もかかると思うが、そのあたりはどうか。

【上下水道局総務課長補佐兼契約係長】

総合評価の入札方式が適切か否か判断しながら、試行的な形での運用となっている。

【仙頭委員】

試行的に行ったことで、これをどう次に反映させるのか、今後のことも踏まえて試行するということだと思うので、今回の結果を踏まえ、次にどう活かすかというのも内部で議論してほしいと思う。

【上下水道局総務課長補佐兼契約係長】

検討していく。

【伊藤委員】

本件は大きな工事だったと思うが、応札者が2者だったということについて、対象となる事業者は何者程度あるのか。

【上下水道局総務課長補佐兼契約係長】

本案件は機械器具設置工事であり、市内に本店を有する者で、710 点以上のA等級であることを要件としている。手持制限の事情もあることから、5者ほど見込んでいた。

【伊藤委員】

感覚的に5者だと少ないような気がする。5者であれば、実際には2者くらいの応札になってしまい、その程度なのかと感じる。

建設工事別全体の契約状況において、落札率に関し、一般競争入札の方が指名競争に比べると競争性があり、指名競争入札の方が、限定的な競争になると理解しており、一般競争入札の方が落札率は下がるのではないかと思うところである。上下水道局発注工事はそのようになっているが、市発注工

事の方は一般競争の方が、落札率が高くなっている。そこまで大きな差ではないが、3年間連続で、 継続的にそうなっているという事実はなぜなのかと思うところがある。

そういった視点でこの案件を見ると、一般競争であるが、そもそも参加できる人数が両手で足りる程度しかいないとなると、競争性は落ち、対象となる業者は限られてしまう。参加可能な業者が限定的になると、競争性が少なくなり、一般競争入札を行う意味がなくなり、落札率も上がると考えられる。今回の市発注の案件のように、応札者が50者や40者になってくると、競争が働き、落札率も下がっていると感じるので、そのあたりをどのように考えているのかを、全体的な話として聞きたい。

【財務部次長兼契約検査課長】

今回の資料では2年度、3年度、4年度の3年間の推移を表しているが、平成31年以前についても、同様の傾向が見られ、制限のかけ方については、我々も検討していかなければいけないと考えている。

• 指名競争入札

水-18 5 号幹線等観測機器改修工事 (水資料 2 - 3、P.81)

【伊藤委員】

何度入札しても予定価格超過だったことについて、どのような理由があったと考えられるか。

【上下水道局下水道保全課長補佐】

積算については、県の単価や積算基準の電気工事という種目を採用している。使用する機器は汎用品で、事業者によってその機器の選定、調達による価格差、その他年度末の繁忙期で技術員の確保が困難等の事情もあり、このような入札結果になったのではないかと推測している。

• 随意契約

水-19 内環状線道路改良に伴う汚水管移設工事(その2) (水資料2-4、P.84)

【仙頭委員】

随意契約の理由として、同じ事業者が受注することで、経費の削減が可能ということをうたっているが、具体的に、随意契約にしたことでどれぐらいの削減が見込まれると考えていたのか、具体的な金額等がわかれば教えていただきたい。

【上下水道局下水道保全課長補佐】

一部不要な工事があり、20数万程度の経費の削減が見込まれる。

(2) 指名停止措置状況について

《審議概要》

- ・佐野委員長が事務局へ説明を求めた。
- ・市事務局:財務部次長兼契約検査課長から資料3 (P.88) 及び資料3 【補足説明資料】 (P.89~102) に沿って説明。

《案件に係る質疑応答》

【伊藤委員】

営業停止命令による指名停止について、2ヶ月や1ヶ月の指名停止となっているが、営業停止命令になっているということは、営業停止が解除されない限り指名はできないという理解でいいか。

【財務部次長兼契約検査課長】

当然、営業停止命令がかかっている期間について営業はできない。

例えば 15 日のような 1 ヶ月に満たない営業停止という場合であっても、指名停止は 1 ヶ月もしくは 2 ヶ月という形で措置をしている。

【仙頭委員】

指名停止の理由として、技術者の配置の問題が散見された。技術者が不足しているというのが昨今問題になっており、市の工事のチェック体制など、通常何か行っていることはあるか。適切に技術者を配置しているかどうかを、どのように確認しているのか。市のチェック体制など伺いたい。

【財務部次長兼契約検査課長】

技術者の配置状況の確認については、契約に当たって事業者から提出される資料の中に、監理技術者や主任技術者について、必要な要件を満たす技術者の配置をしているかどうか書類上で確認をしている。その上で、発注課の監督員等が現場において、主任技術者、監理技術者の配置状況について確認をしている。

【仙頭委員】

例えば、抜き打ちで行って確認することなどはないのか。書類上で提出していても、実際は多忙で 実際現場にいなかったなどの可能性もあるのではないかと思うが、どのように考えているか。

【財務部次長兼契約検査課長】

今現在、工事発注課においては、それぞれの現場をかかえており、技術者の配置については、金額にもよるが4千万円以上の工事については、専任で常駐しなければならないという規定であり、必ずその現場にいるという形になっている。通常、一連の工事が完了するまでの間、市の職員がその現場を確認している。場合によっては、事前の通告がない中で現場に行くということもあろうかと思う。そのような中で、確認はしているものと認識している。

【佐野委員長】

令和4年の資料を見ると、1年間で指名停止案件が16件だが、今回はこの4ヶ月だけで16件ということで、とても増えているように思うが、構造的な要因みたいなものがあるのか。

【財務部次長兼契約検査課長】

今回の 16 件のうち、本市発注の工事及び本市上下水道局が発注した工事というのが 10 件であり、それ以外が6件である。この6件については、市以外の一般工事であり詳細を伺い知ることはできない。市発注及び市上下水道局発注の 10 件については、例年に比べて工事関係者事故及び公衆損害事故が非常に多く、市としては、どういう状況で事故が発生しているのかを調査し、今後各事業者の方に、情報を周知し、事故等の減少、さらには指名停止処分の減少につなげていきたいと考えている。

【仙頭委員】

事業者に事故事例というか、失敗事例を周知することは非常によいと思うが、再発しないためにどういう対応をしたらいいかなども含めて周知すると、事故が少なくなると思う。ミスはどうしても起こると思うので、再発防止というか、起きないための工夫も併せて周知してもらえるとなおよい。

【伊藤委員】

最近、県や周辺市町村において、贈収賄など職員が絡むような不正があった。郡山市で発生しないように気を付けてほしい。

【財務部次長兼契約検査課長】

近隣の自治体で、そういった事案が発生しており、郡山市においても、職員一人一人がその部分に 危機感を持って、対処している。システム的な部分として、そういった事案が生まれるような余地が ないかということも含め、工事関係部局で集まって検証もしている。

また、併せて公正取引委員会から講師を招き、コンプライアンス研修というのも実施しており、そういった取り組みを今後も重ねていく。

【仙頭委員】

他の自治体で発生した事例を見て、自分のところも検証している認識でよいか。

【財務部次長兼契約検査課長】

そのとおりである。事例でいうと、今回県でそういった事件があり、新聞上で確認できる部分や直接県に確認し、どういう状態で、どこに原因があったのか、ということを確認しながら進めている。 それに照らし合わせ、本市の状況が今現在どのようなものになっているかなど検証し、改善した部分もある。今後もそういった取り組みは引き続き進めていく。

(3) その他

《審議概要》

・佐野委員長が、各委員へ意見等があるか確認するが、特になし。

4 その他

・市事務局:財務部次長兼契約検査課長から、次回の開催日程について令和5年 10 月頃を予定していること、次回の抽出委員について、郡山市入札監視委員会の運営に関する事務取扱要領の規定により、委員長を除く委員の中から五十音の輪番となり、伊藤委員とする旨の説明があった。

5 閉会